発議第6号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年6月26日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

野洲市議会基本条例(平成22年野洲市条例第31号)の一部を次のように改正する。 目次中「討論」を「討議」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 4 議員は、議会が主催する会議又は研修への出席を最優先するように努めなければならない。
 - 第6条第4項を削る。
 - 第9条第3項中「、市長等」を「答弁をする者」に改める。
 - 第4章の章名中「討論」を「討議」に改める。
- 第13条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「討論」を「討議」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。